

いじめ防止等対策の取り組みについて

	点検項目	令和5年度の取組に対する自己評価	改善のための措置	改善時期
1	機構のいじめ防止等対策ポリシー1条に規定されている「いじめ」の定義について、全教職員の共通理解を図り、いじめの認知が確実に行われるよう意識啓発を行った。	令和5年12月開催の全教職員が参加する教職員集会において、いじめ防止に関する研修会を実施し、「いじめ」の定義の説明を行い、全教職員への共通理解を図った。	令和6年度も全教職員が参加する教職員集会においていじめ防止に関する研修会を実施予定。	令和6年12月実施済
2	定期的（2ヶ月に1度）に「学校いじめ対策委員会」を開催し、いじめやいじめの疑いのある事例について情報共有したり、各事例への対応方針を協議したりした。	定期的にいじめ対策委員会を開催し、いじめの疑いのある事例について情報共有したり、各事例への対応方針を協議した。	引き続き定期的に開催	
3	機構のいじめ防止等ガイドラインに基づき、教職員に対し年1回以上のいじめに関する研修を企画し、実施している。	令和5年12月開催の全教職員が参加する教職員集会において、いじめ防止に関する研修会を実施し、「いじめ」の定義の説明を行い、全教職員への共通理解を図った。	引き続き定期的に開催	
4	学校がいじめの防止等の対策を組織的に推進することができるために、「学校いじめ対策委員会」が行う職務内容を定めて、全教職員に周知した。	令和5年度鹿児島工業高等専門学校いじめ防止プログラム策定し、学内共有サイトへの掲載により全教職員へ周知した。	引き続き定期的に周知を行う	
5	いじめの未然防止や早期発見のための取組について、「学校いじめ対策委員会」が年間計画（学校いじめ防止プログラム）を策定して全教職員に周知した。	いじめ防止等基本計画において職務内容を規定し、学内共有サイト及びHPへの掲載により全教職員へ周知した。	引き続き定期的に周知を行う	
6	いじめの問題を一人で抱え込むことがないようにするために、教職員が学生の気になる様子を把握した場合に、「学校いじめ対策委員会」へ報告することを徹底した。	令和5年度鹿児島工業高等専門学校いじめ防止プログラム策定し、学内共有サイトへの掲載により全教職員へ周知した。	令和6年度も全教職員が参加する教職員集会においていじめ防止に関する研修会を実施予定。	令和6年12月実施済
7	機構のいじめ防止等対策ポリシー第16に規定されている「重大事態」の定義について、全教職員に周知しているとともに、重大事態に関する「事実関係を把握するための調査」の実施に当たっての「学校いじめ対策委員会」の役割を定めている。	令和5年12月に全教職員が参加する教職員集会においていじめ防止に関する研修会を実施し、個人で抱え込むことがないよう適切かつ迅速にいじめ対策委員会へ報告するよう指導した。	引き続き定期的に周知を行う	
8	いじめの事案について、学生の実態や指導の経過等の情報が関係教職員で共有できるようになっている	Teamsにてチャットグループを作り、学生の実態や指導の経過等の情報を共有した。	引き続き定期的に情報共有を行う	
9	令和4年度の取組に対し、学校いじめ防止等基本計画、学校いじめ防止プログラム、早期発見・事案対処のマニュアルが実行性のあるものとなっているかを検証し、令和5年度の実施計画に反映しているか	令和6年3月開催のいじめ対策委員会において、令和5年度のいじめ防止プログラムを精査し、令和6年度の防止プログラムに反映し策定した。	年度末に点検を実施し、必要に応じて改正を行う。	
10	学生を対象に、いじめを把握するためのアンケートを定期的に（年4回以上）実施するとともに、その内容を「学校いじめ対策委員会」等、教職員間で共有できるようにした。	いじめに関するアンケートを4回（5月、7月、11月、1月）に実施し、回答結果をいじめ対策委員会で共有し、気がかりな学生については面談を実施した。	引き続き、学生に対するアンケートを定期的実施する。	
11	「学校いじめ対策委員会」の構成員の一人として、スクールカウンセラーを含み役割を明確にしているとともに、スクールカウンセラーが得た情報を、教職員間で共有できるようにしている	「学校いじめ対策委員会」の構成員にスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを含めており、スクールカウンセラーが得た情報を学生何でも相談室長を経て教職員間で共有している。	引き続き、スクールカウンセラーとの協力体制を維持し、情報共有を行う。	
12	機構のいじめ防止等ガイドラインに基づき、学生に対し年1回以上のいじめに関する研修を企画し、実施している。	令和5年5月2日に学生何でも相談室長によるいじめ防止講演会を全学年を対象に開催した。	令和6年度も全学年を対象にいじめ防止講演会を開催した。	令和6年5月実施済み
13	どのような行為がいじめに該当するか、学生が理解を深める取組を実施している。	いじめに関するアンケートにおいて、いじめの定義を記載している。また、令和5年5月2日に学生何でも相談室長によるいじめ防止講演会を全学年を対象に開催した。	引き続き、学生向けのいじめ防止講演会を定期的実施する。	令和6年5月実施済み
14	学生自らが、いじめ問題に主体的に行動しようとする（学生主体による防止プログラムの実施を含む）取組を推進している。	学生会が主体となり、文化祭でのいじめ防止に関する標語やポスターの掲示等を実施した。	特別活動の中でいじめ防止のローガンを出し合い、その中から学校全体のローガンを選出し、文化祭で展示を行った。	
15	学校がいじめ防止の取組について、保護者の理解を得るとともに、連携・協力体制を築くため、書面やホームページ等で、学校いじめ防止基本計画や取組状況等の内容を周知した。	いじめ防止基本計画をHPに掲載し、周知を行った。	引き続きHPに掲載し、周知を行う。	
16	いじめが認知された場合には、被害・加害の双方の保護者に対して、「学校いじめ対策委員会」による解決に向けた対応方針を伝えることを徹底している。	いじめが認知された場合の対応策についてはいじめ対策委員会による解決に向けた対応等を策定している。	適切かつ迅速に対応するため、初期対応マニュアルを改正予定	令和7年2月
17	外部の有識者等で構成される会議（運営協議会や外部評価委員会等）で、学校いじめ防止等基本計画の内容を説明するなどして、連携・協力体制を築いている。	令和5年度は外部の有識者等で構成される会議は開催されていないが、本校では外部との連携・協力体制の構築方法として、近隣病院との連携協定を締結し、SSWやSCを通じて専門的意見を取り入れられている。	近隣病院と連携し、SSWやSCを通じて引き続き外部の有識者との協力体制を構築するとともに、外部の有識者に本校が策定した計画の内容を説明し、専門的助言を取り入れる。	令和7年2月
18	いじめが犯罪行為に該当することが疑われる場合などは、直ちに警察等と情報を共有するなど、連携して対応する体制ができています。	定期的に来校するスクールサポーターと情報交換を行う等、連携して対応する体制となっている。	令和5年度からスクールサポーターの巡回エリアを校舎内に拡大しており、引き続き警察との協力体制を維持している。	